十二　第七条の四第一項第五号のディスペンサーの操作方法の表示

十三　第七条の四第一項第六号の人体に蓄積された静電気を除去する措置

十四　第七条の四第一項第七号の容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置

十五　第七条の四第一項第八号の充塡用のノズルが外れない構造

十六　第七条の四第一項第九号の充塡用のノズルの凍結しないための措置

十七　第七条の四第一項第十号の顧客による充塡用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置

十八　第七条の四第二項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号、第三十八号及び第四十一号に掲げるもの

十九　第七条の四第二項第一号で準用する第七条の三第一項各号の検査項目のうち、前項第一号の二から第一号の四まで、第十六号の五及び第十六号の六に掲げるもの

十二　ディスペンサーに講じたディスペンサーの操作方法の表示の状況を目視により検査する。

十三　ディスペンサーに講じた人体に蓄積された静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。

十四　充塡用のノズルに講じた容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置の状況を目視及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十五　充塡用のノズルに講じた容器に圧縮水素を供給している間は、容器から外れない構造の状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該構造の機能を実際に使用して検査する。

十六　充塡用のノズルの凍結しないための措置の状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十七　ディスペンサーに講じた顧客による充塡用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置の状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十八　第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号、第三十八号及び第四十一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

十九　前項第一号の二から第一号の四まで、第十六号の五及び第十六号の六に掲げる完成検査の方法により検査を行う。